



福島医発第 2234 号 (北)  
平成 24 年 12 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松 田 峻 一 良  
(公 印 省 略)

新宮町乳幼児医療費助成制度の改正について

今般、新宮町より、平成 25 年 1 月 1 日から乳幼児医療の助成内容を改正することとなった旨、別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、対象者には本年 12 月中に新しい医療証が新宮町より発送される予定でありますことを申し添えます。

記

改正日：平成 24 年 1 月 1 日

新宮町乳幼児医療制度の変更点（太字になっているところが変更になります。）

|             | 現行（平成 24 年 12 月 31 日まで）                                       | 改正後（平成 25 年 1 月 1 日から）      |
|-------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 医療証（色）      | 乳幼児医療証（ラベンダー色）                                                | 乳幼児医療証（ラベンダー色）              |
| 対象者         | 乳幼児※ 1                                                        | 乳幼児※ 1                      |
| 本人負担<br>限度額 | 3 歳未満（※ 2）負担なし<br>3 歳以上<br>入院外 600 円／月<br>入院 500 円／日（月 7 日限定） | 3 歳未満（※ 2）負担なし<br>3 歳以上負担なし |

※ 1 「乳幼児」は、6 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者。

※ 2 「乳幼児」のうち「3 歳未満」は、3 歳に達する日の属する月の末日までにある者。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 松行眞門  
医療保険担当理事 山下拓郎  
会長 蒲池 壽

「公印省略」

24新住医第143号  
平成24年12月7日

関係各位

新宮町長 長崎 武利

### 新宮町乳幼児医療費助成制度の改正について（通知）

本町の行政には日ごろから多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、本町では平成25年1月1日から別紙のとおり乳幼児医療の助成内容を改正することとしましたので、参考にお知らせいたします。

なお、対象者には本年12月中に新しい医療証を発送することとしておりますので、念のため申し添えます。

制度変更に係る周知啓発について、皆様の御理解と御協力を何卒お願いいたします。

問い合わせ先

新宮町住民課 公費医療担当

TEL (092) 963-1733



# 乳幼児医療制度が 変わります

平成25年  
1月1日から

3歳以上の自己負担もなくなります。

平成24年12月31日まで

**旧**

乳幼児医療費支給制度

医療証

乳幼児医療証（ラベンダー色）

対象者

乳幼児※1

本人負担の限度額

3歳未満※2

負担なし（入院・入院外とも）

3歳以上

入院外 600円/月

入院 500円/日（月7日限定）

ここが変わりました

平成25年1月1日から

**新**

乳幼児医療費支給制度

医療証

乳幼児医療証（ラベンダー色）

対象者

乳幼児※1

本人負担の限度額

3歳未満※2

負担なし（入院・入院外とも）

3歳以上

負担なし（入院・入院外とも）

※1「乳幼児」は、6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。

※2「乳幼児」のうち「3歳未満」は、3歳に達する日の属する月の末日までにある者。

\*現在、新宮町乳幼児医療証の交付を受けているお子さんについては、手続き不要です。

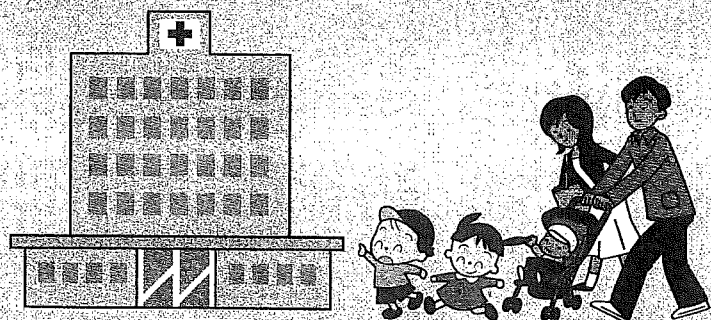
\*本人負担の限度額については、いずれも医療機関（薬局は除く）ごとにかかる料金です。

\*入院時の食事代・居住費等の本人負担及び医療保険の適用を受けない費用については、これまでどおり本人負担になります。

\*生活保護の受給者は、対象となりません。

\*医療費支給制度は、お住まいの市町村によって内容が異なりますのでご注意ください。

平成25年1月1日以降  
病院等を受診される場合には  
必ず新しい医療証を  
使用してください。



お問い合わせ

新宮町役場 住民課 保険係 ☎ 963-1733